

「学校における働き方改革推進プラン」の改定について（概要）



令和 6 年 3 月 1 1 日
千葉県教育庁教育振興部教職員課
電話 043-223-4063

県教育委員会では、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、令和元年5月、令和2年3月及び令和3年3月に改定を行った上で、本プランに基づいて、学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできたところです。

この度、令和5年度に実施した各種調査（「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査等）及び、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」等を踏まえ、本プランを改定いたしました。

1 プランの位置づけについて

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第11条及び「学校職員の勤務時間等に関する規則」第9条第4項に基づき、県立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理その他、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な事項について定める。

2 主な改定内容

(1) 本県の目標設定について（P5～）

従前の目標を見直し、原則として、条例等で定める勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり45時間、1年当たり360時間を超えないようにするに加え、各取組についてポイント制にし、達成率を令和5年度末の数値を令和8年度末までにさらに10ポイント改善できるよう段階的に引き上げ、目標とした。

(2) 国の提言について

国の提言を踏まえ、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」や「学校における働き方改革の実効性の向上等」を具体的取組内容に加え、より一層、具体的に取り組めるように明記した。

(3) 具体的取組内容の更新（P10～）

令和3～5年度の調査等を踏まえ、具体的取組内容を更新した。

① 概ね数値目標を達成した項目については、目標設定項目からは除き、今後も継続して取り組むべき項目として掲載した。

② 内容が類似している項目を統合し、上記の①と併せて具体的取組内容の項目を精選した。

教育委員会 R3：23項目→ R5：25項目（うち目標値なし4）

学 校 R3：25項目→ R5：24項目（うち目標値なし8）

③ 国の提言等を踏まえ、新たな項目を追加し、既存の項目についても変更（内容の追加や一部修正）を行った。

※(教)は教育委員会の取組、(学)は学校の取組

【例1】学校・教職員が担う業務に係る3分類を徹底するための取組に言及
(教) - 【2】(学) - 【2】

【例2】校務のDX化に向けての業務改善について言及
(教) - 【10】【11】(学) - 【7】【8】

【例3】給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた国の「指針」の実効性について言及
(教) - 【18】(学) - 【12】

【例4】働き方改革における学校運営協議会等の活用を追加
(学) - 【20】(教) - 【14】